

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年8月12日

【四半期会計期間】 第65期第1四半期(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

【会社名】 蝶理株式会社

【英訳名】 CHORI CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山崎修二

【本店の所在の場所】 大阪市中央区淡路町一丁目7番3号

【電話番号】 (06)6228局5084番

【事務連絡者氏名】 主計部長 藪茂正

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋堀留町二丁目4番3号

【電話番号】 (03)3665局2031番

【事務連絡者氏名】 人事総務部長 白神聡

【縦覧に供する場所】 蝶理株式会社東京本社  
(東京都中央区日本橋堀留町二丁目4番3号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

##### 連結経営指標等

回次		第64期 第1四半期連結 累計期間	第65期 第1四半期連結 累計期間	第64期
会計期間		自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日	自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
売上高	(百万円)	51,415	54,037	222,074
経常利益	(百万円)	1,086	1,458	5,343
四半期(当期)純利益	(百万円)	2,954	859	5,372
四半期包括利益又は 包括利益	(百万円)	2,730	952	4,758
純資産額	(百万円)	23,810	26,255	25,826
総資産額	(百万円)	58,893	61,037	64,390
1株当たり四半期(当期) 純利益金額	(円)	12.39	3.61	22.41
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)	11.74	3.42	21.35
自己資本比率	(%)	40.11	42.73	39.83

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 第64期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

#### 2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間における、当社及びグループ企業において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績の分析

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、平成23年3月11日に発生しました東日本大震災により、個人消費や企業の生産活動・輸出の減少、電力供給の制約やサプライチェーン立て直しの遅れ、原子力災害及び原油価格上昇等の影響を受け、厳しい状態で推移してまいりました。

このような状況の中、重点施策である開発推進や機能のある取引へのシフトにより、当第1四半期連結累計期間の売上高は、前年同期比5.1%増の540億37百万円、営業利益は、前年同期比33.3%増の13億54百万円、経常利益は、前年同期比34.2%増の14億58百万円となりました。四半期純利益は、前年同期に連結子会社の解散に伴う一連の会計処理によって繰延税金資産を計上したことによる四半期純利益の大幅増加もあり、前年同期比70.9%減の8億59百万円となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

#### 繊維事業

当セグメントにおきましては、売上高は前年同期比4.8%増の242億71百万円となり、セグメント利益（営業利益）は増収効果に加え益率の改善と経費の効率的な執行により、前年同期比47.9%増の4億97百万円となりました。

#### 化学品事業

当セグメントにおきましては、堅調な中国事業に支えられ、売上高は前年同期比3.0%増の173億10百万円となり、セグメント利益（営業利益）は高機能商材の取扱拡大等による益率向上により、前年同期比29.2%増の7億48百万円となりました。

#### 機械事業

当セグメントにおきましては、中南米向け中国事業が堅調に推移し、売上高は前年同期比9.2%増の122億35百万円となり、セグメント利益（営業利益）は前年同期比56.5%増の72百万円となりました。

#### その他

当セグメントにおきましては、前年度に連結子会社1社を解散したことにより、売上高は前年同期比9.1%減の2億20百万円となり、セグメント利益（営業利益）は前年同期比35.2%減の35百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末における総資産は、610億37百万円となり、前連結会計年度末に比べ33億53百万円減少しました。これは主に受取手形及び売掛金が25億13百万円減少したことによるものであります。

当第1四半期連結会計期間末における負債は、347億82百万円となり、前連結会計年度末に比べ37億81百万円減少しました。これは主に支払手形及び買掛金が40億29百万円減少したことによるものであります。

当第1四半期連結会計期間末における純資産は、262億55百万円となり、前連結会計年度末に比べ4億29百万円増加しました。これは主に四半期純利益の計上により8億59百万円増加、配当の支払により5億6百万円減少したことによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は34百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において当連結会社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	550,000,000
優先株式	30,000,000
計	580,000,000

##### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年8月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	238,691,442	238,691,442	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は1,000株でありま す。
第三回優先株式 (行使価額修正条 項付新株予約権付 社債券等に該当す る取得請求権付株 式であります。)	1,750,000	1,750,000		(注)
第四回優先株式 (行使価額修正条 項付新株予約権付 社債券等に該当す る取得請求権付株 式であります。)	600,000	600,000		
計	241,041,442	241,041,442		

(注) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

- 1 各優先株式の取得と引換えに交付請求できる普通株式の数は、株価の下落により増加します。
- 2 取得価額の修正基準及び修正頻度並びに取得価額の下限については、下記4(2)及び5(2)に記載のとおりです。
- 3 各優先株式について、取得請求期間の末日より前に当社が全部の取得を可能とする旨の条項は、定めておりません。  
ただし、取得請求期間中に取得請求のなかった各優先株式は、取得請求期間末日の翌日以降の当社取締役会の定める日に当社が取得し、その対価として、時価を基準として算出した数の当社普通株式を交付いたします。(詳細は下記 3(9)をご参照下さい。)
- 4 第三回優先株式
  - (1) 当初取得価額  
76円
  - (2) 取得価額の修正

取得価額は、平成24年8月1日以降平成38年7月31日まで、毎年8月1日(以下それぞれ「取得価額修正日」という。)に、各取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下それぞれ「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)に修正される。(修正後取得価額は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記の時価算定期間内に、下記3(7)で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記3(7)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。)ただし、上記計算の結果、修正後取得価額が当初取得価額の60%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。以下「下限取得価額」という。ただし、下記3(7)により調整される。)を下回る場合には下限取得価額をもって、また、修正後取得価額が当初取得価額の150%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。以下「上限取得価額」という。ただし、下記3(7)により調整される。)を上回る場合には上限取得価額をもって修正後取得価額とする。

## 5 第四回優先株式

(1) 当初取得価額  
176円

(2) 取得価額の修正  
取得価額は、平成24年8月1日以降平成38年7月31日まで、毎年8月1日(以下それぞれ「取得価額修正日」という。)に、各取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下それぞれ「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)に修正される。(修正後取得価額は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記の時価算定期間内に、下記3(7)で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記3(7)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。)ただし、上記計算の結果、修正後取得価額が当初取得価額の60%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。以下「下限取得価額」という。ただし、下記3(7)により調整される。)を下回る場合には下限取得価額をもって、また、修正後取得価額が当初取得価額の150%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。以下「上限取得価額」という。ただし、下記3(7)により調整される。)を上回る場合には上限取得価額をもって修正後取得価額とする。

各優先株式の単元株式数は、いずれも1,000株であります。

行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の具体的内容

### 1 第三回優先株式

- (1) 優先配当  
1株あたりの第三回優先配当の額は、第三回優先株式の発行価額(500円)に、それぞれの事業年度毎に下記の配当年率(以下「第三回優先配当年率」という。)を乗じて算出した額とする。ただし、初年度の第三回優先配当については、配当起算日から事業年度の最終日までの日数(初日および最終日を含む。)で日割り計算した額とする。  
優先配当は、円位未満小数第4位を四捨五入し、上限は50円とする。  
第三回優先配当年率 = 日本円TIBOR(1年物) + 2.00%  
「配当年率修正日」は、平成15年8月2日以降の毎年4月1日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を配当年率修正日とする。  
・「日本円TIBOR(1年物)」とは、平成15年8月2日又は各配当年率修正日において、午前11時における日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR(1年物)が公表されていない場合は、同日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート(ユーロ円LIBOR1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。
- (2) 取得請求権  
(イ) 取得請求期間  
平成23年8月1日から平成38年7月31日まで  
(ロ) 取得の条件  
第三回優先株式の株主は、上記(イ)の期間中、1株につき上記4(1)乃至(2)に定める取得価額により、第三回優先株式の取得と引換えに当会社の普通株式を交付することの請求をすることができる。

### 2 第四回優先株式

(1) 優先配当

1株あたりの第四回優先配当の額は、第四回優先株式の発行価額(500円)に、それぞれの事業年度毎に下記の配当年率(以下「第四回優先配当年率」という。)を乗じて算出した額とする。ただし、初年度の第四回優先配当については、配当起算日から事業年度の最終日までの日数(初日および最終日を含む。)で日割り計算した額とする。  
優先配当は、円位未満小数第4位を四捨五入し、上限は50円とする。  
第四回優先配当年率 = 日本円TIBOR(1年物) + 1.75%  
「配当年率修正日」は、平成16年11月19日以降の毎年4月1日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を配当年率修正日とする。  
・「日本円TIBOR(1年物)」とは、平成16年11月19日又は各配当年率修正日において、午前11時における日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR(1年物)が公表されていない場合は、同日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート(ユーロ円LIBOR1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。

- (2) 取得請求権
- (イ) 取得請求期間  
平成23年8月1日から平成38年7月31日まで
- (ロ) 取得の条件  
第四回優先株式の株主は、上記(イ)の期間中、1株につき上記 5(1)乃至(2)に定める取得価額により、第四回優先株式の取得と引換えに当会社の普通株式を交付することの請求をすることができる。

### 3 全ての優先株式に共通する事項

- (1) 優先中間配当  
優先株式の株主または優先登録株式質権者に対し、中間配当を行わない。
- (2) 非累積条項  
ある事業年度において優先株式の株主または優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が優先配当の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- (3) 非参加条項  
優先株式の株主または優先登録株式質権者に対しては、優先配当を超えて剰余金の配当を行わない。
- (4) 残余財産の分配  
当会社の残余財産の分配をするときは、優先株式の株主または優先登録株式質権者に対し、普通株式の株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき500円を支払う。優先株式の株主または優先登録株式質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配を行わない。
- (5) 議決権  
優先株式の株主は、株主総会において議決権を有しない。剰余金の配当、残余財産の分配について普通株式に優先すること並びに普通株式を対価とする取得請求権が付されていること等の株式の内容との関係を理由とする。
- (6) 新株引受権等  
当会社は、優先株式について、株式の併合または分割を行わない。当会社は、優先株式の株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。当会社は、優先株式について株式および新株予約権の無償割当を行わない。
- (7) 取得価額の調整  
取得価額は、優先株式発行後、当社が時価を下回る発行価額または処分価額をもって普通株式を発行または処分する場合に、次に定める算式(以下取得価額調整式という。)により調整され、その他一定の場合にも取得価額調整式その他一定の算式により調整されるほか、合併等により取得価額の調整を必要とする場合には、当社の取締役会が適当と判断する額に調整される。取得価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切上げる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

- (8) 取得と引換えに交付請求できる普通株式数  
優先株式の取得と引換えに交付することの請求をすることができる当会社の普通株式数は、次のとおりとする。
- $$\text{取得と引換えに交付請求できる普通株式数} = \frac{\text{優先株式の株主が取得と引換えに交付請求した優先株式の発行価額の総額}}{\text{取得価額}}$$

取得と引換えに交付請求できる普通株式数の算出にあたっては、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。

- (9) 取得請求期間中に取得請求のなかった優先株式の取得

取得請求期間中に取得請求のなかった優先株式につき、同期間の末日の翌日(以下「取得基準日」という。)以降の取締役会で定める日(ただし、取得基準日から3ヶ月以内の日とする。)をもって、優先株式1株の払込金相当額を、取得基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。この場合、当該平均値が下限取得価額を下回る場合には下限取得価額をもって、また、当該平均値が上限取得価額を上回る場合には上限取得価額をもって除して得られる数の普通株式を交付する。前記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。

- (10) 優先順位  
 当社の発行する各種の優先株式の優先配当ならびに残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。
- (11) 会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決めの内容

- 1 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項  
 当該取決めはありません。
- 2 提出者の株券の売買に関する事項  
 当該取決めはありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年4月1日～ 平成23年6月30日		241,041,442		6,800		1,700

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。



(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第三回優先株式 1,750,000 第四回優先株式 600,000		「1 株式等の状況」の 「(1)株式の総数等」の 「発行済株式」の注記参照
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 322,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 237,810,000	237,810	
単元未満株式	普通株式 559,442		一単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	普通株式 238,691,442 第三回優先株式 1,750,000 第四回優先株式 600,000		
総株主の議決権		237,810	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、次のものが含まれております。

- イ) 証券保管振替機構名義の株式 8,000株(議決権8個)  
ロ) 株主名簿上は当社名義だが実質的に所有していない株式 1,000株(議決権1個)

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、次の株式が含まれております。

- 自己保有株式 蝶理株式会社 295株  
株主名簿上は当社名義だが実質的に所有していない株式 1株

【自己株式等】

平成23年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合 (%)
(自己保有株式) 蝶理株式会社	大阪市中央区淡路町 1丁目7番3号	322,000		322,000	0.13
計		322,000		322,000	0.13

(注) 株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権1個)あります。  
なお、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含めております。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	5,906	5,503
関係会社預け金	<sup>1</sup> 3,000	<sup>1</sup> 1,000
受取手形及び売掛金	35,189	32,676
商品及び製品	9,448	11,119
仕掛品	57	22
原材料及び貯蔵品	16	12
未着商品	168	100
繰延税金資産	786	364
その他	3,672	3,546
貸倒引当金	74	62
流動資産合計	58,171	54,285
固定資産		
有形固定資産	534	526
無形固定資産	86	78
投資その他の資産	<sup>2</sup> 5,598	<sup>2</sup> 6,145
固定資産合計	6,219	6,751
資産合計	64,390	61,037
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	31,883	27,854
短期借入金	271	383
未払法人税等	204	132
賞与引当金	503	309
返品調整引当金	1	1
関係会社整理損失引当金	42	42
その他	4,132	4,552
流動負債合計	37,038	33,275
固定負債		
繰延税金負債	3	3
退職給付引当金	1,168	1,159
役員退職慰労引当金	116	123
負ののれん	236	220
固定負債合計	1,524	1,507
負債合計	38,563	34,782

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	6,800	6,800
資本剰余金	1,700	1,700
利益剰余金	19,373	19,722
自己株式	43	43
株主資本合計	27,830	28,178
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	344	376
繰延ヘッジ損益	56	2
為替換算調整勘定	1,896	1,726
その他の包括利益累計額合計	2,184	2,099
少数株主持分	181	175
純資産合計	25,826	26,255
負債純資産合計	64,390	61,037

## (2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
売上高	51,415	54,037
売上原価	46,975	49,209
売上総利益	4,440	4,828
販売費及び一般管理費	3,423	3,473
営業利益	1,016	1,354
営業外収益		
受取利息	32	16
受取配当金	74	77
持分法による投資利益	-	3
負ののれん償却額	15	15
債務勘定整理益	19	33
雑収入	65	56
営業外収益合計	207	203
営業外費用		
支払利息	25	31
手形売却損	20	27
売上割引	23	26
持分法による投資損失	2	-
為替差損	24	4
雑支出	41	9
営業外費用合計	137	100
経常利益	1,086	1,458
特別利益		
負ののれん発生益	-	1
貸倒引当金戻入額	87	-
投資有価証券売却益	5	-
固定資産売却益	0	-
特別利益合計	93	1
特別損失		
ゴルフ会員権評価損	-	17
固定資産処分損	1	0
関係会社株式売却損	33	-
投資有価証券評価損	10	-
その他	-	1
特別損失合計	45	19
税金等調整前四半期純利益	1,134	1,440
法人税、住民税及び事業税	95	110
法人税等調整額	1,922	464
法人税等合計	1,827	574
少数株主損益調整前四半期純利益	2,961	865
少数株主利益	6	6
四半期純利益	2,954	859

【四半期連結包括利益計算書】  
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	2,961	865
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	196	31
繰延ヘッジ損益	127	53
為替換算調整勘定	76	135
持分法適用会社に対する持分相当額	16	36
その他の包括利益合計	231	86
四半期包括利益	2,730	952
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,722	944
少数株主に係る四半期包括利益	7	8

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

該当事項はありません。

【会計方針の変更等】

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

- 1 関係会社預け金は、東レグループ・キャッシュマネジメントシステムによる東レ株式会社への預け金であります。
- 2 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
投資その他の資産	905百万円	901百万円

- 3 手形割引高

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
輸出手形割引高	960百万円	606百万円

- 4 偶発債務

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
債権流動化に伴う買戻義務	1,700百万円	1,598百万円

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
減価償却費	46百万円	44百万円
負ののれん償却額	15百万円	15百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年5月18日 取締役会	普通株式	476	2.000	平成22年3月31日	平成22年6月18日	利益剰余金
平成22年5月18日 取締役会	第三回優先株式	24	13.850	平成22年3月31日	平成22年6月18日	利益剰余金
平成22年5月18日 取締役会	第四回優先株式	7	12.600	平成22年3月31日	平成22年6月18日	利益剰余金

- 2 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの  
該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年5月18日 取締役会	普通株式	476	2.000	平成23年3月31日	平成23年6月16日	利益剰余金
平成23年5月18日 取締役会	第三回優先株式	22	12.910	平成23年3月31日	平成23年6月16日	利益剰余金
平成23年5月18日 取締役会	第四回優先株式	6	11.660	平成23年3月31日	平成23年6月16日	利益剰余金

- 2 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの  
該当事項はありません。



(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	繊維事業	化学品事業	機械事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	23,153	16,811	11,207	51,172	242	51,415		51,415
セグメント間の内部 売上高又は振替高					323	323	323	
計	23,153	16,811	11,207	51,172	566	51,738	323	51,415
セグメント利益	336	579	46	962	54	1,016		1,016

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、情報・通信機器、不動産の取扱及び各種役務提供等を含んでおります。

2 報告セグメント及びその他の事業セグメントのセグメント利益の合計は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	繊維事業	化学品事業	機械事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	24,271	17,310	12,235	53,817	220	54,037		54,037
セグメント間の内部 売上高又は振替高					133	133	133	
計	24,271	17,310	12,235	53,817	353	54,171	133	54,037
セグメント利益	497	748	72	1,319	35	1,354		1,354

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、情報・通信機器、不動産の取扱及び各種役務提供等を含んでおります。

2 報告セグメント及びその他の事業セグメントのセグメント利益の合計は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額(円)	12円39銭	3円61銭
(算定上の基礎)		
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(百万円)	2,954	859
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	2,954	859
普通株式の期中平均株式数(千株)	238,402	238,368
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額(円)	11円74銭	3円42銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)		
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に用いられた普通株式増加数の主要な内訳(千株)		
第三回優先株式	11,513	11,513
第四回優先株式	1,704	1,704
普通株式増加数(千株)	13,217	13,217
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要		

(重要な後発事象)

当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

該当事項はありません。

2【その他】

平成23年5月18日開催の取締役会において、次のとおり剰余金の配当を行うことを決議いたしました。

株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
普通株式	476	2.000	平成23年3月31日	平成23年6月16日	利益剰余金
第三回優先株式	22	12.910	平成23年3月31日	平成23年6月16日	利益剰余金
第四回優先株式	6	11.660	平成23年3月31日	平成23年6月16日	利益剰余金

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 8 月 5 日

蝶理株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 辻 内 章 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中 山 聡 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている蝶理株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、蝶理株式会社及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。